

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三五
- 計量器の定期検査を実施する件 三五

告 白

- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更する旨届出があった件 三五
- 採石業務管理者試験を実施する件 三五
- 浸水想定区域を指定した件二件 三六〇

福島県公安委員会

- 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 三六〇
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 三六一
- 道路交通法による指定講習機関としての指定を取り消した件 三六一
- 道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を取り消した件 三六一
- 道路交通法による運転免許取得者等検査の認定を取り消した件 三六一
- 福島県監査委員 三六一
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 三六一

告 示

福島県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和四年八月五日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ムナカタ薬局	耶麻郡猪苗代町字本町二五一―	有限会社ムナカタ薬局	耶麻郡猪苗代町字カキ田三九一 番地一	令和四年三月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第五百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和四年八月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
相馬郡新地町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月一三日 午後二時から 午後四時まで	新地町役場
相馬市		九月一四日 午前九時三〇分から 午後一時から 午後四時まで	スポーツアリーナ ナそうま
		九月一五日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	同

六 その他
しないこと。
試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十四円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。
(企業立地課)

公告第百八十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、八反田川、天戸川、産ヶ沢川、佐久間川及び滝川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和四年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

公告第百八十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第一号の規定により、谷津田川、堀川及び隈戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和四年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

福島県公安委員会**福島県公安委員会告示第45号**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年8月5日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町382番地	笹川 信也	須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町353番地
株式会社小名浜自動車学校	福島県いわき市小名浜字富岡向147番地	飯塚 一雄	小名浜自動車学校	福島県いわき市小名浜字富岡向147番地
株式会社福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町上川田19番地	吉野 嘉晃	福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町上川田19番地

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 須賀川ドライビングスクール

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)

- (2) 小名浜自動車学校

規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)

- (3) 福陽自動車教習所
規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日
令和4年7月11日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年8月5日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町382番地	笹川 信也	須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町353番地
株式会社小名浜自動車学校	福島県いわき市小名浜字富岡向147番地	飯塚 一雄	小名浜自動車学校	福島県いわき市小名浜字富岡向147番地
株式会社福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町上川田19番地	吉野 嘉晃	福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町上川田19番地

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
- (1) 須賀川ドライビングスクール
ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- (2) 小名浜自動車学校
ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- (3) 福陽自動車教習所
ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
令和4年7月11日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により、指定講習機関に係る指定を次のとおり取り消した。

令和4年8月5日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 指定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が指定講習機関の業務を行っていた事務所の名称及び所在地
- 名称 株式会社中央総合自動車学校
住所 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
代表者の氏名 今野 正仁
事務所の名称 中央総合自動車学校
事務所の所在地 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
- 2 指定を取り消した特定講習の種別
- (1) 普通免許、二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
(2) 準中型自動車免許に係る初心運転者講習

- 3 指定取消年月日
令和4年7月20日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第48号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等教育の認定を次のとおり取り消した。

令和4年8月5日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 認定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行っていた施設の名称及び所在地
名称 株式会社中央総合自動車学校
住所 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
代表者の氏名 今野正仁
施設の名称 中央総合自動車学校
施設の所在地 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
- 2 認定を取り消した運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
- (1) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 ペーパードライバー講習
- (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ペーパーライダー講習
- (3) 規則第1条第3号に掲げる課程 認定 高齢者講習
- (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 シルバー安全運転講習
- (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 安全運転講習・山岳道路の運転・冬道の運転
(冬季限定)
- (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 認定 更新時講習
- (7) 規則第1条第8号に掲げる課程 安全運転習熟講習
- 3 認定取消年月日
令和4年7月20日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第2項において読み替えて準用する第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等検査の認定を次のとおり取り消した。

令和4年8月5日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 認定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行っていた施設の名称及び所在地
名称 株式会社中央総合自動車学校
住所 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
代表者の氏名 今野正仁
施設の名称 中央総合自動車学校
施設の所在地 福島県郡山市大槻町字新池下1番地
- 2 認定を取り消した運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法の区分 認定 認知機能検査
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法の区分 認定 運転技能検査
- 3 認定取消年月日
令和4年7月20日

(運転免許課)

福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月5日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
福島県監査委員 高 野 光 二
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
齋 藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
村 上 芳 文	福島県郡山市大町一丁目16番8号
勝 田 博 之	福島県福島市森合字丹波谷地29番地の24
伊 藤 真 大	福島県会津若松市城南町2番7号
須 賀 俊 一	福島県伊達市保原町字四丁目15番地4
只 森 健 一	宮城県仙台市泉区高森七丁目42番地の15

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和4年8月6日から令和5年3月31日まで

（監査総務課）